

No.		更新日
1	交換工事:住宅	
	<p>問 集合住宅とはなんですか</p> <p>回答 本事業において「集合住宅」とは、1棟に2戸以上の住戸を有する建物のことをいいます。1つの住戸を有する建物である戸建住宅は本事業の対象になりません。</p>	2026/02/16
2	交換工事:住宅	
	<p>問 既存住宅とはなんですか</p> <p>回答 本事業において「既存住宅」とは、工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した集合住宅、またはいずれかの住戸に人が居住したことがある(現に人が居住している住宅を含む)集合住宅のことをいいます。</p>	2026/02/16
3	交換工事:住宅	
	<p>問 賃貸住宅とはなんですか</p> <p>回答 本事業において「賃貸住宅」とは、人が居住の用に供することを目的とした賃貸借契約の締結により貸し出される住宅のことをいいます。ただし、不動産登記上「居宅」、「共同住宅」であっても、現に居住以外の目的(店舗や事務所、倉庫等)で使用または賃貸借契約が締結されている場合、賃貸住宅には該当しません。</p>	2026/02/16
4	交換工事:住戸数	
	<p>問 総戸数とはなんですか</p> <p>回答 本事業において「総戸数」とは、賃貸集合住宅が有するすべての住宅の戸数のことをいいます。なお、賃貸集合住宅のオーナーや親族等が居住する住戸も総戸数に含まれます。</p>	2026/02/16
5	交換工事:住戸数	
	<p>問 賃貸住戸数とはなんですか</p> <p>回答 本事業において「賃貸住戸数」とは、賃貸集合住宅が有する賃貸住宅の戸数のことをいいます。賃貸住戸数が2戸以上の集合住宅が本事業の対象です。なお、賃貸借契約が締結されない、オーナーや親族等が居住する住戸は、賃貸住戸に該当しません。</p>	2026/02/16
6	交換工事:住戸数	
	<p>問 リフォーム前後で戸数が異なる場合、対象になりますか</p> <p>回答 本事業は従来型給湯器からの交換工事に補助を行う事業です。リフォームにより住戸が増える場合、新設される機器は対象になりません。</p>	2026/02/16
7	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 賃貸併用住宅は、補助対象になりますか</p> <p>回答 本事業において「賃貸併用住宅」とは、賃貸住宅の所有者の住戸と1戸以上の賃貸住宅が共存する建物を行います。賃貸併用住宅であっても、賃貸住戸数が2戸以上であり、賃貸住宅を行う本事業の要件を満たす小型の省エネ型給湯器への交換は補助対象になります。</p>	2026/02/16
8	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 店舗併用住宅(複合用途)は、補助対象になりますか</p> <p>回答 賃貸の店舗併用住宅であっても、建物が有する賃貸住戸が1戸である場合、本事業の集合住宅には該当しないため、補助対象になりません。建物が複数の賃貸店舗併用住宅(長屋等)を有する場合、集合住宅に該当するため、補助対象になります。なお、補助対象となる小型の省エネ型給湯器は、住宅部分で使用されるものに限ります。(店舗部分との兼用は可)</p>	2026/02/16
9	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 倉庫、店舗等(住宅以外)からリフォームにより賃貸集合住宅に変更(コンバージョン)した場合、対象になりますか</p> <p>回答 交付申請時点で、提出する不動産登記により集合住宅であることが確認でき、集合住宅が有する住戸を賃貸として運用する場合は対象になります。</p>	2026/02/16
10	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 社宅は対象になりますか</p> <p>回答 法人等が所有する集合住宅で、社員等と賃貸借契約(社宅使用契約等を含む)を締結して貸し出す社宅も対象になります。なお、いわゆる借り上げ社宅で、交換工事の発注者が賃貸集合住宅の所有者に該当しない場合、対象にはなりません。</p>	2026/02/16
11	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 サプリースに供している賃貸住戸について、オーナーが給湯器の交換工事を発注する場合、対象になりますか</p> <p>回答 オーナーが発注者として行う交換工事は、サプリースで貸し出しを行っている住戸であっても対象になります。ただし、サプリース事業者が、住宅以外の目的で貸し出ししている住戸は本事業の対象にはなりません。</p>	2026/02/16
12	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 借り上げているサプリース事業者が、各住戸の給湯器の交換工事を発注する場合、対象になりますか</p> <p>回答 本事業は、オーナーまたは、オーナーから管理委託されている管理会社が、給湯器の交換工事を行う場合のみ対象になります。オーナーと管理委託契約を締結したサプリース事業者が、管理会社として発注する交換工事は対象になります。(交付申請時は、オーナーとの管理委託契約について確認できる契約書の提出が必要です)</p>	2026/02/16
13	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 民泊、リゾートマンション、ウィークリーマンションは対象になりますか</p> <p>回答 民泊(住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出又は国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受けて運営する施設)及びウィークリーマンション等(専ら旅館業法の許可により運営する施設)は、対象になりません。</p>	2026/02/16
14	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 シェアハウスや、マンスリーマンションは対象になりますか</p> <p>回答 定期借家契約を締結し居住する賃貸集合住宅は、本事業の対象になります。</p>	2026/02/16
15	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 交換工事をする住戸が空室の場合、対象になりますか</p> <p>回答 対象になります。入退去等のタイミングに合わせた計画的な設備更新を推奨しています。</p>	2026/02/16
16	交換工事:賃貸集合住宅	
	<p>問 1棟所有ではなく、区分所有をしている賃貸住戸は対象になりますか</p> <p>回答 所有する既存賃貸住戸が、1棟あたり2戸以上ある場合は、本事業の対象になります。申請にあたっては、所有する2戸以上の住戸が確認できる不動産登記を提出してください。</p>	2026/02/16
17	交換工事:契約締結	
	<p>問 交換工事の工事請負契約を(夫婦や親子等)複数名義(連名)で締結する場合、申請できますか 誰が共同事業者ですか</p> <p>回答 発注者のうち、代表者を共同事業者として申請してください。</p>	2026/02/16

No.		更新日
18	交換工事:契約締結	
	問	補助事業に要する経費（売価等）に含まれる費用は何ですか 本事業の補助事業に要する経費（売価等）は、設置する補助対象機器の本体（付属品を除く）の販売価格と設置工事費の合計（税抜き）です。 設置工事費には、設置に要する資材費を含み、運搬、廃棄物処理、他の設備等の工事費、現場経費を除きます。 個々費用を含めるか含めないかについては、各事業者にて判断願います。
19	交換工事:契約締結	
	問	時期をずらして複数回に分けて行った交換工事を、まとめて申請できますか（複数契約） 申請可能です。 各工事が本事業の補助対象要件を満たす場合、それぞれ申請できます。 なお、同一住戸において複数台の給湯器を交換した場合であっても、補助対象は1台までです。
20	交換工事:契約締結	
	問	複数の事業者が行う交換工事を、まとめて申請できますか（分離発注） できません。 同じ賃貸集合住宅に対して、複数の事業者が交換工事を行う場合、それぞれの事業者が自身の工事について交付申請を行います。
21	交換工事:契約締結	
	問	買取再販業者が行う交換工事は、対象になりますか 居住者と賃貸借契約を締結しない買取再販業者が発注する交換工事は対象になりません。
22	交換工事:契約締結	
	問	メーカー等が自社で登録した製品を、自社で設置する工事は対象になりますか 登録事業者であり請負契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の対象製品を施工する場合も対象になります。 ただし、保証書等を発行する立場であるメーカーの工事については、現地調査等の対象として指定を受けやすい可能性がありますので、予めご了承ください。
23	交換工事:契約締結	
	問	住宅の所有者等が小型の省エネ型給湯器を購入し、その取付を事業者に依頼する工事は対象になりますか いわゆる施主支給や材工分離工事は、本事業の対象になりません。 本事業は、設備費用を含めて請負契約を締結しているものが対象です。
24	交換工事:契約締結	
	問	個人事業主が、自らと工事請負契約を締結しました。補助対象になりますか 対象になりません。同一人格間の契約は成立しません。 工事請負契約のない補助事業は、本事業の補助対象外です。 民法において、契約とは、異なる人格間において一方が債権を有し、他方が責務を負うことを合意することによって成立するものとされています。
25	交換工事:契約締結	
	問	工務店の社長（個人）が、自ら経営する工務店（法人）と契約を締結し行う交換工事は対象になりますか 発注者が、自己の経営する法人である工務店（異なる人格）に工事を発注する場合には対象になります。
26	交換工事:契約締結	
	問	工事請負契約を、注文書と注文請書や、電子契約で締結した場合も対象になりますか 工事請負契約を注文書及び注文請書（請書）で取り交わす場合や、電子契約で締結した場合も、対象になります。 ただし、契約者等、要件を確認する項目は、契約書面上に明記されている必要があります。
27	交換工事:着工	
	問	着手（着工）とはなんですか 本事業の対象となる設置工事の着手は、補助対象製品設置開始日（1台目）です。 なお、設置工事には、従来型給湯器の撤去を含みます。 以下は工事着手にはあたりません。 現場の調査・採寸や見積り、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設、既設建築物の除却
28	交換工事:工事完了	
	問	工事完了とはなんですか 補助対象工事だけ終わってれば交付申請できますか 本事業の工事完了は、原則として契約工事全体の工事が完了し、発注者に工事の引渡し完了していることをいいます。（一般的に引渡しとは、双方で工事の検収を行い、書面でその旨を取り交わすことをいいます） ただし、契約工事全体の工事が完了前であっても、入居者が日常生活において利用している給湯器について、交付申請の対象とすることは可能です。ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。
29	交換工事:従来型給湯器	
	問	対象となる「従来型給湯器」とはなんですか いわゆるガス（石油）給湯器で、排熱の回収などの効率を改善する機構を持たない給湯器をいいます。 ○従来型給湯器に該当する ・BF式従来型給湯器（バランス釜） ・FF式、FE式、CF式、RF式従来型給湯器 （ガス小型瞬間湯沸器、屋外設置給湯器、室内型給湯器、小型湯沸かし器） ・石油給湯器 ×該当しない給湯器 ・エコジョーズ ・エコフィール ・エコキュート ・ハイブリッド給湯機 ・エネファーム ・電気温水器 ・太陽熱温水器

交換工事

No.		更新日
30	交換工事:従来型給湯器	
	問 台所の小型給湯器のみを交換しても対象になりますか（風呂給湯は交換しない）	
	回答 対象になります。	2026/02/16
31	交換工事:従来型給湯器	
	問 撤去する従来型給湯器は、最近設置（交換）したばかりの製品の場合も対象になりますか	
	回答 撤去する従来型給湯器の設置時期は問いません。本事業の対象期間に、対象となる小型の省エネ型給湯器への交換工事を行う場合に対象になります。	2026/02/16
32	交換工事:従来型給湯器	
	問 従来型給湯器の撤去を、小型の省エネ型給湯器を設置する事業者と異なる者が行っている場合、対象になりますか	
	回答 対象になりません。本事業は、補助事業者が、従来型給湯器から小型の省エネ型給湯器への交換工事を行う補助事業が対象です。	2026/02/16
33	交換工事:従来型給湯器	
	問 故障した従来型給湯器の撤去から、小型の省エネ型給湯器の設置までの間、代替機器を仮設置する場合、対象になりますか	
	回答 代替機器を仮設置する場合であっても、従来型給湯器から小型の省エネ型給湯器への交換工事を行う場合は対象になります。交付申請の提出は、小型の省エネ型給湯器の設置工事が完了し、引渡し完了した後です。従来型給湯器から代替給湯器に交換した時点では、代替機器が対象製品であっても申請できません。 なお、従来型給湯器からの交換であることが確認できない場合は対象になりません。工事前写真（従来型給湯器）の撮り忘れにご注意ください。	2026/02/16
34	交換工事:小型の省エネ型給湯器	
	問 既にある設備とは別に、新たに小型の省エネ型給湯器を増設する場合、対象になりますか	
	回答 本事業は従来型給湯器からの交換工事に補助を行う事業です。従来型給湯器を撤去しない場合や、小型の省エネ型給湯器を新設する場合は対象になりません。	2026/02/16
35	交換工事:小型の省エネ型給湯器	
	問 同じ住宅に、複数台の交換工事をした場合、台数分の申請ができますか	
	回答 本事業は1住戸に1台まで対象になります。	2026/02/16
36	交換工事:小型の省エネ型給湯器	
	問 リユース品（中古品）の設置工事は対象になりますか	
	回答 対象になりません。本事業は、「新品」の対象製品を設置した場合に補助対象になります。	2026/02/16
37	交換工事:小型の省エネ型給湯器	
	問 展示品の設置工事は対象になりますか	
	回答 本事業は、「新品」の対象機器を設置した場合に対象になります。展示「する」「しない」に関わらず、組立・設置・通水・通電のいずれかを行った製品は対象外です。ただし、開梱のみであった場合など、対象機器を登録しているメーカー等が「新品」として性能を証明する場合は対象になりえます。	2026/02/16
38	交換工事:小型の省エネ型給湯器	
	問 従前より性能が下がっている機器を設置する場合も申請できますか	
	回答 本事業は、住宅の省エネ性能の向上を目的としています。機能（「給湯」、「追焚」、「暖房」、「オート/フルオート」）の低下や、能力（号数）が小さくなる等、性能が損なわれる工事に補助は行いません。	2026/02/16
39	交換工事:小型の省エネ型給湯器	
	問 エネファームやハイブリッド給湯機の熱源として、エコジョーズやエコフィールを設置した場合、申請できますか	
	回答 原則、申請できません。エネファームは給湯省エネ2026事業で、ハイブリッド給湯機は給湯省エネ2026事業やみらいエコ住宅2026事業において補助を受けることができます。これらの事業において補助を受けた場合、当該補助対象に補助熱源が含まれるため、本事業において重複して補助を受けることはできません。	2026/02/16
40	交換工事:加算工事	
	問 加算工事の対象となる給湯器に指定はありますか	
	回答 追い焚き機能を有無により対象になる加算が異なります。追い焚き機能がない給湯器は、共用廊下を横断するドレン排水ガイド（ルール等）の敷設工事が加算対象です。追い焚き機能がある給湯器は、浴室への三方弁または三本管（二重管を含む）のドレン水排水工事が加算対象です。	2026/02/16
41	交換工事:加算工事	
	問 ドレン排水ガイド（ルール等）による加算を受けるには、部材や長さ、工法に指定はありますか（対象製品の登録はありますか）	
	回答 ドレン排水ガイド（ルール等）の部材や設置方法については、給湯器の製造メーカーにご相談ください。なお、部材の長さには制限はありません。	2026/02/16
42	交換工事:加算工事	
	問 共用部であるベランダにドレン排水ガイド（ルール等）を敷設した場合、加算の対象になりますか	
	回答 加算の対象になりません。本事業で加算対象は、共用廊下を横断して設置した物に限ります。なお、「共用廊下」とは、建物の入口から各住戸の玄関まで行くための通路で、居住者や訪問者が共同で使用する廊下のことをいいます。	2026/02/16
43	交換工事:加算工事	
	問 給湯器2台の排水を共用で流すドレン排水ガイド（ルール等）を敷設した場合、給湯器2台とも加算を受けられますか	
	回答 ひとつのドレン排水ガイド（ルール等）の敷設工事で加算を受けられるのは、給湯器1台のみです。複数台の給湯器の排水を共用で流す場合は、敷設したドレン排水ガイド（ルール等）を利用するいずれか1台にのみ加算の申請を行うことができます。	2026/02/16
44	交換工事:加算工事	
	問 補助対象機器や三方弁、三本管の部材や、工法に指定はありますか（対象製品の登録はありますか）	
	回答 設置する補助対象機器により、対応する工法が異なります。各機器の詳細はメーカーへご確認ください。	2026/02/16

交換工事

No.		更新日
45	交換工事:工事写真	
	問	交付申請の予約に「工事着手したことがわかる写真」は必要ですか
	回答	本事業の交付申請の予約時に、「工事着手したことがわかる写真」の提出は必要ありません。ただし、工事【前】写真「従来型給湯器」（撤去台数分）の提出は必要です。
		2026/02/16
46	交換工事:工事写真	
	問	工事【前】の写真に工事看板は必要ですか
	回答	工事【前】の写真は、交換工事を行う住戸ごとに、従前が従来型給湯器であることが確認できる、配管を含む全体を収めるよう撮影してもらえれば、原則として工事看板等がなくても構いません。ただし、契約日が2025年11月27日以前である場合は、工事看板等により、工事日（撮影日）を入れて撮影した工事前写真の提出が必要です。契約日や撮影日が2025年11月27日以前である場合は、着工日が2025年11月28日以降であることが確認できる追加書類の提出を求められる場合があります。
		2026/02/16
47	交換工事:工事写真	
	問	工事【後】の写真に工事看板は必要ですか
	回答	対象機器を設置した工事【後】の写真は、交換工事を行った住戸ごとに、新しく導入した小型の省エネ型給湯器の全体を収めるよう撮影してもらえれば、工事看板等がなくても構いません。なお、従前の給湯器と同じ場所に設置する場合は、工事【前】写真と画角や距離をできる限りあわせて撮影してください。
		2026/02/16
48	交換工事:工事写真	
	問	工事の際、工事【前】の写真（従来型給湯器）を撮り忘れてましたが交付申請できますか
	回答	必要書類が提出できない場合は申請できません。ただし、特段の理由がある場合等、1事業者1申請に限り「工事【前】写真・提出免除依頼書（給湯器用）」の提出により、工事前写真（補助対象機器）の提出が免除されます。なお、補助対象機器の工事後の写真や銘板写真の提出免除はありません。
		2026/02/16
49	交換工事:工事写真	
	問	加算対象となる工事【後】の写真に工事看板は必要ですか
	回答	加算対象となる工事の工事【後】写真は、工事を行った住戸ごとに、部材や、敷設、接続が確認できるよう撮影してもらえれば、工事看板等がなくても構いません。
		2026/02/16
50	交換工事:工事写真	
	問	加算対象となる工事【後】写真を撮り忘れてましたが交付申請できますか
	回答	必要書類が提出できない場合は申請できません。
		2026/02/16